

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人夏吉睦福社会（以下「本会」という。）の定款第9条に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬及び旅費実費の支給)

第2条 評議員には、評議員会及びその他会議に出席した場合に報酬及び費用弁償として、旅費実費を支給する。

(報酬及び旅費実費の算定方法)

第3条 前条の報酬及び旅費実費の額は、別表に定める額とする。

(報酬及び旅費実費の支給方法)

第4条 評議員に対する報酬及び旅費実費の支給日は、評議員会及びその他会議の日とする。

2 報酬、旅費及び交通費等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

区 分	報 酬	旅 費
第3条第の報酬	5,568 円	実費